◎新潟県訓令第11号

本 庁 地 域 機 関

新潟県事務決裁規程(昭和35年3月新潟県訓令第8号)の一部を次のように改正する。 平成26年7月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下「移動後別表細目号」という。)に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下「移動別表細目号」という。)が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号(以下「追加別表細目号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示を除く。以下「改正部分」という。)を当該 改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除 く。)に改める。

。) に改める。		1						
改正	後			改		正	前	
別表第4 (第6条関係)		別	表第4	(第6	条関係)			
(略)			(略)					
農林水産部			農林水	産部				
(略)			(略)					
治山課			治山調	Ŗ				
部長専決事項	課長専決事項		苔	『長専》	央事項		課長専	央事項
(1)~(11) (略)	(1)~(12) (略)		(1)~	(11)	(略)	($1) \sim (12)$	(略)
(12) 新潟県水源地域	(12)の2 新潟県水源							
の保全に関する条例	地域の保全に関する							
(平成25年新潟県条	条例第9条第4項							
例第49号)第9条第	(同条第9項におい							
1項の規定により、	て準用する場合を含							
基本指針を定めるこ	<u>む。)の規定により、</u>							
<u>と。</u>	水源地域の案を縦覧							
(13) 新潟県水源地域	<u>に供すること。</u>							
の保全に関する条例	$(13) \sim (22)$ (略)					($13) \sim (22)$	(略)
第9条第2項の規定								
により、水源地域を								
指定すること。								
(14) 新潟県水源地域								
の保全に関する条例								
第9条第3項(同条								
第9項において準用								
<u>する場合を含む。) の</u>								
規定により、関係市								
町村長の意見を聴く								
<u>こと。</u>								
(15) 新潟県水源地域								
の保全に関する条例								
第9条第6項(同条								
第9項において準用								
<u>する場合を含む。)の</u>								
規定により、意見書								
を提出した者の意見								
を聴取すること。						1		

(16)	(略)		
<u>(17)</u>	(略)		
(18)	(略)		
<u>(19)</u>	(略)		

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1) \sim (3) (略)

(4) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長

(4) 地域機関 等の個別専	(地域振興向を除く。)の次長、課長 油車項
専決権限を	東 決 事 項
有する者	等 次 争 填
(略)	
	(1) 从江川等沙塔的及佐的西西州
新津地域福	(1) 生活保護法 <u>第24条第3項</u> の規
祉事務所津 川地区セン	定による保護の要否、種類、程 度及び方法を決定し、これを通
月地区ピン	及及い方伝を伏足し、これを通 知すること。
ラー 技	(1)の2 生活保護法第24条第8
	項の規定により、扶養義務者に
	対して通知すること。
	$(2)\sim(5)$ の 2 (略)
	(6) 生活保護法第28条第1項の規
	定により、要保護者の資産状況
	等について報告を求め、若しく
	は当該職員をして立入調査さ
	せ、又は検診を受けるべきこと
	— を命ずること。
	(6)の2 生活保護法第28条第2
	項の規定により、要保護者の扶
	養義務者等に対して報告を求め
	<u>ること。</u>
	(7) 生活保護法 <u>第28条第5項</u> の規
	定による申請を却下し、又は保護
	の変更、停止若しくは廃止をする
	٢ - ١
	(7)の2・(8) (略)
	(8) の 2 生活保護法第55条の 4
	第1項の規定により、就労自立
	給付金を支給すること。
	(8)の3 生活保護法第55条の5 の規定により、被保護者等に報
	<u>の規定により、仮保護有等に報</u> 告を求めること。
	<u>日ぞれめること。</u> (9)~(14) (略)
	(15) 生活保護法第78条第1項の
	規定により、保護費の費用の額
	等を徴収すること。
	(15)の2 生活保護法第78条第2
	項の規定により、返還させるべ
	き額等を徴収すること。
	(15)の3 生活保護法第78条第3

(12)	(略)		
(13)	(略)		
(14)	(略)		
<u>(15)</u>	(略)		

(略)

別表第6 (第15条関係)

- (1) \sim (3) (略)
- (4) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長 **室の個別恵決重項**

等の個別専決事項								
専決権限を	専 決 事 項							
有する者								
(略)								
新津地域福	(1) 生活保護法 <u>第24条</u> の規定によ							
祉事務所津	る保護の要否、種類、程度及び							
川地区セン	方法を決定し、これを通知する							
ター長	こと。							
	(2)~(5)の2 (略)							
	(6) 生活保護法第28条第1項の規							
	定により、要保護者の資産状況							
	等を当該吏員をして調査させ、							
	<u>、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、</u>							
	ずること。							
	9 2 2 0							
	(7) 生活保護法第28条第4項の規							
	定による申請を却下し、又は保							
	護の変更、停止若しくは廃止を							
	すること。							
	(7)の2・(8) (略)							
	(9)~(14) (略)							
	(15) 生活保護法第78条の規定に							
	より、保護費の費用の全部又は							
	一部を徴収すること。							
	<u>即</u> で以れりるこ。							

	項の規定により、就労自立給付 金費の費用の額等を徴収するこ と。			
	$(16) \sim (22)$ (略)		$(16) \sim (22)$	(略)
(略)		(略)		